

## 外国人登録制度変更に伴う 住所変更・在留期間更新にかかわる注意！

引っ越しをして、住所が変更になったり、在留期間を更新したりした場合、必ず、すぐに市役所で外国人登録証明書の内容変更の手続きを行ってください。

平成24年7月9日から外国人登録制度が変更になります。

市役所で手続きをしていない場合、不具合が発生します。